

# 料 金 表

(利用者負担金)

## ☆介護給付サービス分(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

要介護 度数	算定根拠(単位/日)							1日あたり		1か月あたり (30日計算) 1割負担分 (下段:2割負担)
	介護費Ⅱ (a)	サービス提供体制強 化加算Ⅰイ (b)	看護体制加算 (c)		栄養マナジ メント加算 (d)	(注1) 処遇改善 加算(Ⅰ)	(注2) 特定処遇 改善加算 (Ⅰ)	サービス費 (10割)	利用者負担 1割※ (下段:2割負 担)	
			(Ⅰ)	(Ⅱ)						
要介護 1	567	18	12	23	14	53	17	約 7,139 円	約 714円 (1,428)	約 21,409 円 ( 42,817 円)
要介護 2	636	18	12	23	14	58	19	約 7,909 円	約 791円 (1,582)	約 23,737 円 ( 47,474 円)
要介護 3	706	18	12	23	14	64	21	約 8,700 円	約 870円 (1,740)	約 26,102 円 ( 52,203 円)
要介護 4	776	18	12	23	14	70	23	約 9,491 円	約 950円 (1,899)	約 28,465 円 ( 56,930 円)
要介護 5	843	18	12	23	14	76	25	約 10,251 円	約 1026円 (2,051)	約 30,728 円 ( 61,455 円)

(注1)1ヶ月の合計単位の8.3%が処遇改善加算の単位となります。上記処遇改善加算は、1日に換算した場合のおおよその単位となります。

(注2)1ヶ月の合計単位の2.7%が特定処遇改善加算の単位となります。上記特定処遇改善加算は、1日に換算した場合のおおよその単位となります。

### 計算方法 (1ヶ月の利用料金)

- ①: (a+b+c+d) × 利用日数
  - ②: ① × 8.3% … 処遇改善加算
  - ③: ① × 2.7% … 特定処遇改善加算
  - ④: (① + ② + ③) × 10.14 × 10% (または20%、30%※)
- (地域加算:1単位=10.14円)

※所得に応じた利用者負担

一定以上の所得がある65歳以上の方は、サービス費の利用者負担が2~3割となります。(お手持ちの介護保険負担割合症をご確認ください。)

### 入院・外泊時の負担金について(1日246単位)

病院又は診療所への入院をした場合及び居宅に外泊をした場合は、1月に6日を限度として  
所定単位数に代えて1日につき約265円をご負担いただきます。

### その他の加算について

・初期加算(1日30単位)

入所した日から起算して30日以内の期間については、1日につき約31円が加算されます。

また、30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も同様となります。

### ☆介護保険の給付とならないサービス分

	1日あたり	1か月あたり(30日)
食事の提供に係る標準負担額	1,392円	41,760円
居住費(多床室)	855円	25,650円

●所得に応じて軽減する制度があります。(区役所での申請が必要)

サービスの種別	内 容
特別な食事	・要した費用の実費
理 髪	・カット 1回 1,600円(税別) (パーマ、毛染めは別途料金がかかります)
日常生活に 要する費用で 本人の負担と なるもの	・要した費用の実費 売店日の実費、ビール、ジュース等の給食以外の飲みものの代金 健康管理費(医療費、インフルエンザ予防接種費ほか) その他、利用者本人独自の利用に供するもの

〒807-1131

北九州市八幡西区馬場山東三丁目11番1号

特別養護老人ホーム 第二倫尚園

TEL(093)619-0230

令和元年10月1日適用